

議案第 1 1 1 号

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
について

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年四万十町条例第
31号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償 年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生 年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以 下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第 1 項の規 定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生 年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141 号）による障害基礎年金（同法第30条の 4 の規定による障 害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0. 73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障 害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害 厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第 1 項に規定 する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改	0. 88

	正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族	0.88

	厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第9条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
(経過措置)
- この条例による改正後の四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第9条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加

算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組

合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第9条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第9条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。